



平成20年10月から、入院・通院ともに、就学前までのお子さんが対象となります。

改正の内容		平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から
通院	対象年齢	0歳～3歳	0歳～就学前児童
	一部負担額	なし	0歳～3歳:なし 4歳～就学前児童:1月1,500円
入院	対象年齢	0歳～就学前児童	0歳～就学前児童
	一部負担額	0歳～3歳:なし 4歳～就学前児童:1日500円 ※入院時食事療養費は全額自己負担	0歳～3歳:なし 4歳～就学前児童:1日500円 ※入院時食事療養費は全額自己負担
所得制限		定額	定額

※網掛けが変更部分です

◎この制度の適用を受けるには

- ①対象となる乳幼児の保護者は、「受給資格証」の交付申請をしてください。
- ②町では、要件を満たす乳幼児に対し、「受給資格証」を交付します。
- ③医療機関(病院、診療所、歯科及び薬局)で受診の際、町から交付された「受給資格証」及び保険証を提示します。
- ④医療費について、4歳未満の乳幼児(0歳～3歳)は、医療機関等での窓口負担なし。ただし県内の医療機関等に限る。(一部医療機関等においては支払が生じる場合もあります。)
※支払が生じた場合は、4歳以上の幼児と同じく申請をしてください。
4歳以上の幼児(4歳～就学前)は、一旦、医療機関等に支払い、後日、「乳幼児医療費給付申請書」に医療機関等が発行する領収書及び「受給資格証」等を添付し、横浜町役場 税務町民課に給付申請をしてください。
- ⑤町では、上記の申請に基づき、保護者に医療費を還付します。(ただし、4歳以上の幼児については、通院は1月1500円を超える額、入院は1日500円を超える額となります。)

◎現在「受給資格証」を所持している保護者の皆様へ

現在、既に交付されている「受給資格証」を所持している方は、表面に記載されている有効期限まで引き続き使用できます。有効期限の満了が近づいたら、「受給資格証」の更新を申請してください。



お問い合わせ先:横浜町役場 税務町民課

町民グループ TEL:0175-78-2111

